

別表2 障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所または1定員当たり）

助成対象事業所・施設		事業所・施設等の種別（※1）	障害福祉サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等
通所系	療養介護		6 / 定員
	生活介護		6 / 定員
	自立訓練（機能訓練）		6 / 定員
	自立訓練（生活訓練）		6 / 定員
	就労選択支援		6 / 定員
	就労移行支援		6 / 定員
	就労継続支援A型		6 / 定員
	就労継続支援B型		6 / 定員
	児童発達支援		6 / 定員
	医療型児童発達支援		6 / 定員
	放課後等デイサービス		6 / 定員
短期入所	短期入所		18 / 定員
	施設入所支援		18 / 定員
入所・居住系	共同生活援助（介護サービス包括型）		18 / 定員
	共同生活援助（日中サービス支援型）		18 / 定員
	共同生活援助（外部サービス利用型）		18 / 定員
	福祉型障害児入所施設		18 / 定員
	医療型障害児入所施設		18 / 定員
対象経費		食材料費等 ※なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。	
助成額		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。 	

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。令和7年4月2日以降に開設した施設等における定員は新規開設時の定員で判断するものとする。

障害福祉施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者が事業再開した場合にも助成対象とする。